

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市大野原町萩原土地改良区が土地改良事業（ため池防災対策特別事業 大造上池地区）を行うことについて令和6年10月10日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和6年10月24日から同年11月13日まで縦覧に供する。

令和6年10月22日

香川県知事 池 田 豊 人